

京都市告示第336号

住宅地区改良法第5条第2項の規定において準用する同条第1項に規定する事業計画を定めましたので、同法第8条第3項の規定において準用する同条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成24年11月26日

京都市長 門川 大作

- 1 住宅地区改良事業の名称 崇仁北部第三住宅地区改良事業
- 2 事業計画決定の年月日 昭和59年3月16日
- 3 事業計画変更の年月日 平成24年3月29日

(都市計画局住宅室すまいまちづくり課)